

訂正とお詫び

令和7年2月1日より、特定建設業許可等の金額要件の見直しによる改正法が施行されたことに伴い、下記の図書について、内容の一部に訂正がございます。また、その他の内容についても、一部訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

■ 2級土木施工管理技士 第一次検定 テキスト(改訂第二版) (第1版)

頁	該当箇所	誤	正
P73	●図表6 高炉スラグ微粉末 ⑤	硫酸塩や海水に対する <u>科学</u> 抵抗性の改善	硫酸塩や海水に対する <u>化学</u> 抵抗性の改善
P218	2. 特定建設業と一般建設業 (1)特定建設業の許可 3行目	～建築一式工事の場合は <u>7,000</u> 万円以上、その他の業種の場合は <u>4,500</u> 万円以上となる～	～建築一式工事の場合は <u>8,000</u> 万円以上、その他の業種の場合は <u>5,000</u> 万円以上となる～
	補足 ◆下請代金の額 7行目	なお、 <u>2023年1月1日に建設業法施行令が改正され</u> 、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額について、 <u>4000</u> 万円(建築一式工事の場合は <u>6000</u> 万円)から <u>4500</u> 万円(建築一式工事の場合は <u>7000</u> 万円)に引き上げられた。	なお、 <u>2025年2月1日より</u> 、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額について、 <u>4500</u> 万円(建築一式工事の場合は <u>7000</u> 万円)から <u>5000</u> 万円(建築一式工事の場合は <u>8000</u> 万円)に引き上げられた。
P219	●図表2 特定建設業の許可	下請負契約の総額が <u>4,500</u> 万円(建築一式工事は <u>7,000</u> 万円)以上の建設工事を営む者	下請負契約の総額が <u>5,000</u> 万円(建築一式工事は <u>8,000</u> 万円)以上の建設工事を営む者
P220	5. 施工体制台帳及び施工 体系図 2行目	～下請負契約金額の総額が <u>4,500</u> 万円以上(建築一式工事にあつては <u>7,000</u> 万円以上)のものについては～	～下請負契約金額の総額が <u>5,000</u> 万円以上(建築一式工事にあつては <u>8,000</u> 万円以上)のものについては～
P222	●図表1 元請工事における下請金額合計 表内 左から	発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>4,500</u> 万円以上(建築一式工事 <u>7,000</u> 万円以上)は契約できない	発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>5,000</u> 万円以上(建築一式工事 <u>8,000</u> 万円以上)は契約できない
		発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>4,500</u> 万円未満(建築一式工事 <u>7,000</u> 万円未満)	発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>5,000</u> 万円未満(建築一式工事 <u>8,000</u> 万円未満)
		発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>4,500</u> 万円以上(建築一式工事 <u>7,000</u> 万円以上)	発注者から直接請負下請に出す金額の合計 <u>5,000</u> 万円以上(建築一式工事 <u>8,000</u> 万円以上)
	Check!! 監理技術者・主任技術者の必置 ①	～政令で定める金額以上(総額が <u>4,500</u> 万円以上(建築一式工事の場合は <u>7,000</u> 万円以上))になる場合は～	～政令で定める金額以上(総額が <u>5,000</u> 万円以上(建築一式工事の場合は <u>8,000</u> 万円以上))になる場合は～

P223	●図表2 表内 <u>元請</u> 「下請に出す金額の合計」 2箇所いずれも	～ <u>4,500</u> （建築一式工事の場合： <u>7,000</u> ）万円～	～ <u>5,000</u> （建築一式工事の場合： <u>8,000</u> ）万円～
	3. 主任技術者及び監理技術者の専任 2行目	～請負代金◆が <u>4,000</u> 万円以上（建築一式工事は <u>8,000</u> 万円以上）の場合～	～請負代金◆が <u>4,500</u> 万円以上（建築一式工事は <u>9,000</u> 万円以上）の場合～
	補足 ◆主任技術者と監理技術者の設置事例 3行目	～下請金額の合計が <u>4,500</u> 万円以上（建築一式工事の場合は <u>7,000</u> 万円）に該当する場合は～	～下請金額の合計が <u>5,000</u> 万円以上（建築一式工事の場合は <u>8,000</u> 万円）に該当する場合は～
	補足 ◆請負代金	<u>2023年1月1日に建設業法施行令が改正され</u> 、主任技術者または監理技術者の専任を要する請負代金額について、 <u>3,500</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>7,000</u> 万円）から <u>4,000</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>8,000</u> 万円）に引き上げられた。	<u>2025年2月1日より</u> 、主任技術者または監理技術者の専任を要する請負代金額について、 <u>4,000</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>8,000</u> 万円）から <u>4,500</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>9,000</u> 万円）に引き上げられた。

■ 2級土木施工管理技士 第一次検定 分野別過去問題集 2025年度版(令和7年度版) (第1版)

頁	該当箇所	誤	正
P231	解答・解説 第2編 第2章 問題. 26 (4)	～外気温が <u>25°C</u> 度を超えるときは～	～外気温が <u>25°C</u> を超えるときは～
P305	解答・解説 第4編 第3章 問題. 1 (1)表内 <u>監理技術者</u>	～下請契約の請負代金が <u>4500</u> 万円（建築一式工事にあつては <u>7000</u> 万円）以上の～	～下請契約の請負代金が <u>5000</u> 万円（建築一式工事にあつては <u>8000</u> 万円）以上の～
P307	解答・解説 第4編 第3章 問題. 6 (4)	～請負代金が <u>4000</u> 万円以上（建築一式工事は <u>8000</u> 万円以上）の場合～	～請負代金が <u>4500</u> 万円以上（建築一式工事は <u>9000</u> 万円以上）の場合～

以上